

成田市における
宿泊税導入に関する
検討結果報告書（案）

成田市宿泊税に関する有識者懇談会

令和 7（2025）年〇月

目次

I	成田市における宿泊税導入の検討の背景	- 4 -
II	成田市を取り巻く情勢	- 5 -
	【国の動向】	- 5 -
	【成田市の観光入込客数の推移】	- 6 -
	【成田市の延べ宿泊客数・延べ外国人宿泊客数の推移】	- 6 -
	【成田空港の国際線・国内線航空旅客数の推移】	- 7 -
	【空港内の救急出動】	- 8 -
	【観光費予算額の推移】	- 9 -
	【人口構造の変化に伴う財政懸念】	- 10 -
	【ふるさと納税制度による市税の流出】	- 11 -
	【コロナ禍に起因した法人市民税の減収】	- 12 -
	【公共施設の更新等に要する費用】	- 13 -
	【財政指標の状況】	- 14 -
	【行政改革の進行状況】	- 15 -
III	宿泊税導入の検討	- 16 -
	【宿泊税を巡る動き】	- 16 -
	【観光施策等の財源確保の必要性】	- 16 -
	【宿泊税導入の課題】	- 16 -
	【法定外目的税について】	- 17 -
	【税以外の財源確保の検討】	- 18 -
	【観光行動に着目した課税対象の比較検討】	- 18 -
	【宿泊税を導入している自治体の状況】（令和6年4月1日時点）	- 19 -
	【千葉県制度設計（案）】	- 20 -
IV	宿泊税の導入の目的	- 23 -
	【導入自治体の目的】	- 23 -
	【導入に係る基本的な考え方】	- 24 -
	【成田市の導入目的】	- 24 -
V	宿泊税の使途	- 25 -
	【導入自治体の宿泊税の使途】	- 25 -
	【成田市の宿泊税の使途】	- 26 -
VI	宿泊税の課税要件	- 27 -
	【課税客体，納税義務者，課税標準】	- 27 -

【特別徴収義務者，徴収方法及び申告期限】	- 28 -
【税率（税額）】	- 29 -
【免税点】	- 30 -
【課税免除】	- 31 -
【制度の見直し】	- 32 -
【特別徴収義務者報奨金】	- 32 -
【システム改修支援】	- 33 -
【課税要件のまとめ】	- 34 -
VII まとめ	- 36 -
VIII 参考資料	- 37 -
【成田市宿泊税に関する有識者懇談会設置要綱】	- 37 -
【成田市宿泊税に関する有識者懇談会委員名簿】	- 38 -
【成田市宿泊税に関する有識者懇談会における検討経過】	- 38 -
【宿泊税に関する宿泊事業者へのアンケート結果】	- 39 -

I 成田市における宿泊税導入の検討の背景

成田市では、成田空港の更なる機能強化を見据えた取組みや、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済や観光の再興に向けた取組みを推進するとともに、それらによる雇用や人口の増加、産業需要を受け止めるインフラ等の基盤整備に取り組んでいる。

コロナ禍が収束し、成田空港における令和5（2023）年度の国際線外国人旅客数が過去最高の1,789万人を記録するなど、成田市を訪れる観光客も増加しており、今後、成田空港の更なる機能強化により、成田市における観光需要は一層拡大していくものと捉えている。

成田市としては、このような機会を的確に捉え、日本の空の玄関である成田空港を擁する優位性を生かした戦略的なプロモーションを行いつつ、観光資源の磨き上げや新たな発掘などにより、国内外からの更なる観光客の誘致に取り組むとともに、観光客が訪れやすく、過ごしやすい環境整備などについて、より一層の充実を図っていく必要がある。

このような中、千葉県においては、県内観光の持続的な発展のため、これまで、「持続可能な観光地づくり」や、「インバウンドの推進」などの課題解決に向けて検討が重ねられてきたところであり、令和5（2023）年度末には、今後の観光振興施策や財源のあり方に関する協議や意見交換等を行う検討会議が設置され、安定的な財源確保を図るための宿泊税の導入に向けた具体的な検討に入った。

千葉県が宿泊税の導入に向けて具体的な検討を行っている状況に鑑み、成田市における県宿泊税への上乗せの必要性及び妥当性その他観光振興、スポーツツーリズム、文化振興等に係る施策の財源のあり方等に関し有識者に意見を求めるため、「成田市宿泊税に関する有識者懇談会」を設置することとなった。

本懇談会では、成田市を取り巻く情勢、導入自治体の状況把握や宿泊事業者へのアンケート結果等を参考に、成田市が独自に宿泊税を導入する必要性や妥当性、使途、課税要件等について、4回の会議にて各委員の議論を経て、本報告書を取りまとめたものである。

Ⅱ 成田市を取り巻く情勢

【国の動向】

国は、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28（2016）年3月、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）で、観光を「地方創生」への切り札、成長戦略の柱として位置付け、訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、旅行消費額を8兆円等の目標を掲げ、世界の観光需要を取り込み世界が訪れなくなる「観光先進国」の実現に向け施策を推進してきた。

その結果、令和元（2019）年には訪日外国人旅行者数が過去最高の3,188万人を記録したが、令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、行動制限や入国制限等により観光需要が大きく減少し、観光は深刻な影響を受けた。

国は「観光立国推進基本計画」（令和5（2023）年3月31日閣議決定）において、今後の観光の復活にあたっては、単なるコロナ前への復活ではなく、観光立国の持続可能な形での復活に向けて、「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客推進」の3つをキーワードに、持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大の3つの戦略に取り組むこととしている。

また、これまで以上に質の向上を重視した指標を以下の通り設定している。

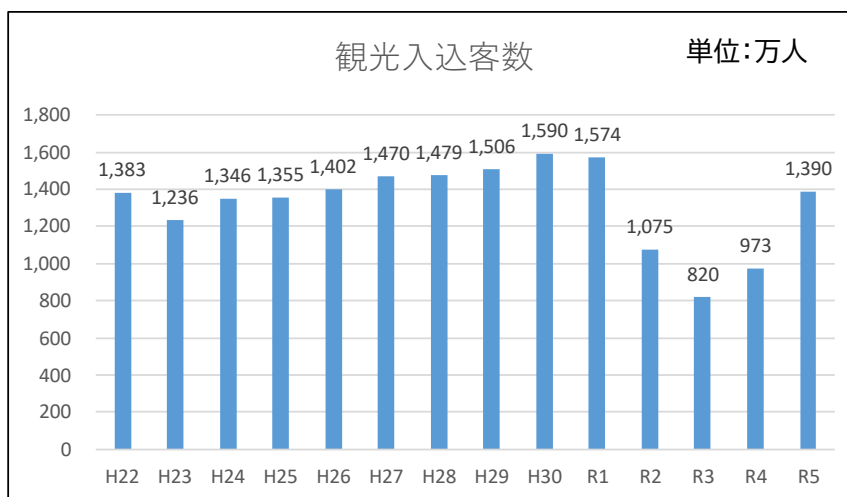
	達成時期	目標値	令和元年（2019年）
訪日外国人旅行者数	令和7年（2025年）まで	令和元年水準超え	3,188万人
訪日外国人旅行消費額	早期に	5兆円	4.8兆円
訪日外国人旅行消費額 単価	令和7年（2025年）まで	20万円	15.9万円
日本人国内旅行消費額	早期に	20兆円	21.9兆円
	令和7年（2025年）まで	22兆円	

資料：第2次成田市観光基本戦略

【成田市の観光入込客数の推移】

成田市は成田空港や成田山新勝寺を有しており、国内外問わず多くの観光客が訪れている。新型コロナウイルス感染症の影響により、訪日外国人旅行者数や成田空港利用者数は大きく減少したが、行動制限や入国制限の緩和に伴い、コロナ禍前の水準に戻りつつあり、堅調な回復を見せている。

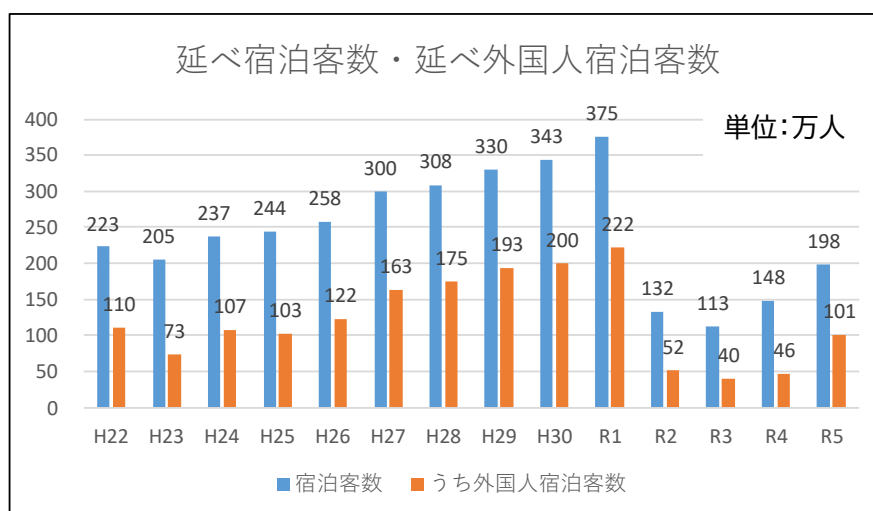
今後は、インバウンドの回復や観光需要の拡大を見据え、日本の空の玄関である成田空港を擁する成田市の優位性を生かした戦略的なプロモーションを実施するとともに、観光資源の磨き上げや新たな発掘により、国内外からの更なる観光客誘致や、成田空港で乗り継ぎをする外国人観光客向けの周遊観光の促進とPRに努め、持続可能な観光地域づくりを推進する必要がある。



【成田市の延べ宿泊客数・延べ外国人宿泊客数の推移】

成田市の宿泊客総数は、平成23（2011）年の東日本大震災の影響により減少したが、それ以降は増加傾向を続けており、令和元（2019）年には宿泊客総数が350万人を突破し、375万人を記録した。

しかしながら、令和2（2020）年から令和3（2021）年は、コロナ禍の影響を大きく受け、特に外国人宿泊客を中心に大きく減少した。令和4（2022）年からは、再び増加傾向にある。



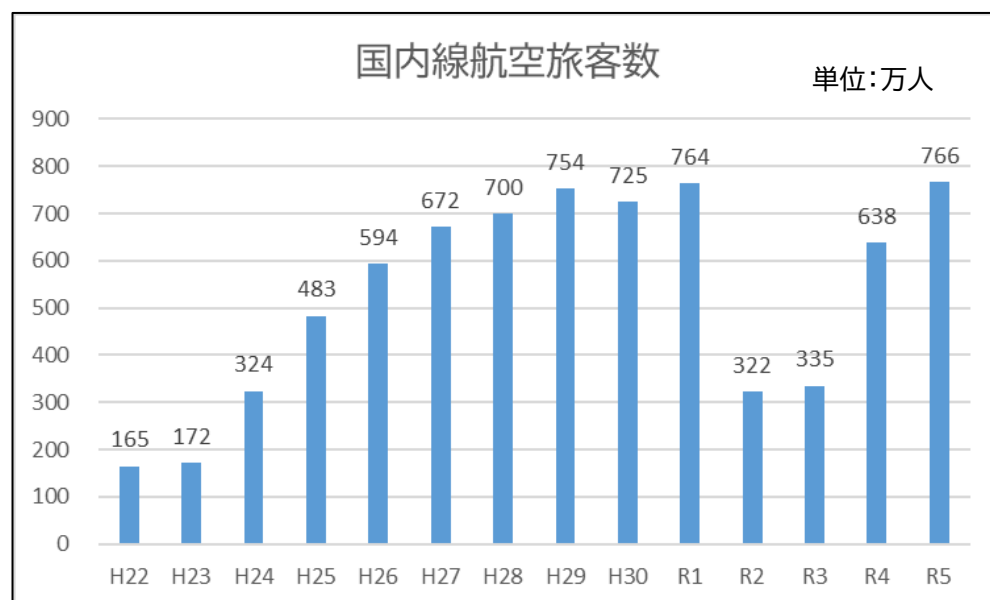
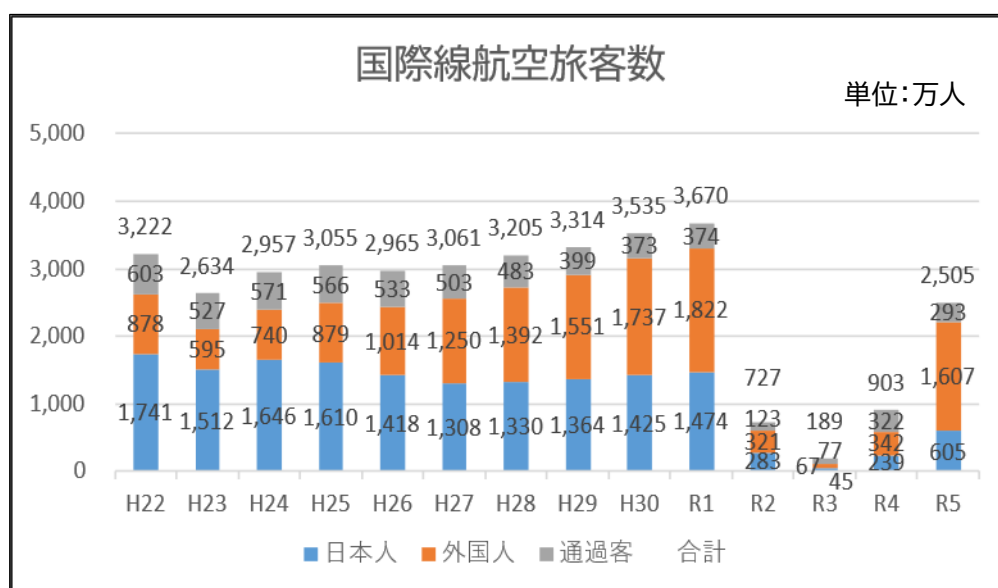
資料：観光プロモーション課

【成田空港の国際線・国内線航空旅客数の推移】

令和元（2019）年の国際線と国内線を合わせた総旅客数は、中国線の新規乗入れや増便、高知・下地島・庄内線の新規就航、中部・広島線の増便により、前年比4%増の4,434万人で、6年連続で過去最高を記録した。

令和3（2021）年は、コロナ禍の影響による出入国制限や緊急事態宣言により、旅客便の運休・減便が相次ぎ、令和元（2019）年比88.2%減の524万人で、過去最低を記録した。

水際対策の緩和などにより、令和4（2022）年以降は、増加傾向にある。



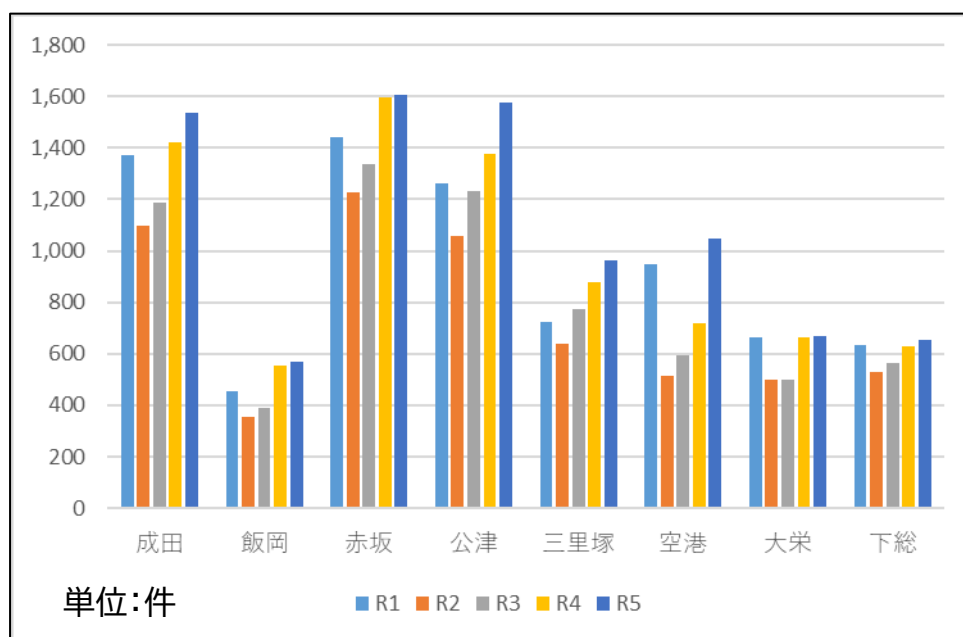
資料：成田国際空港株式会社

【空港内の救急出動】

成田市では、成田空港内の救急出動などに対応するため、三里塚消防署空港分署を設置しているが、毎年度相当数の救急出動を行っている。

令和2（2020）年度には、緊急事態宣言等による経済活動の自粛等により、空港分署の救急出動件数が大きく落ち込んだが、令和5（2023）年度には、コロナ禍前の水準を超えて、上昇している。

・消防署ごとの救急出動件数



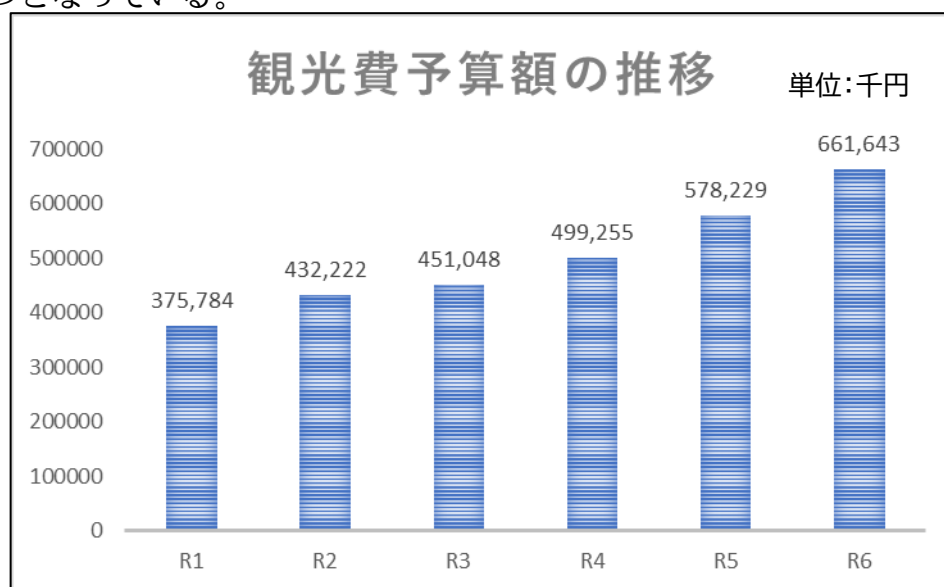
資料：救急課

【観光費予算額の推移】

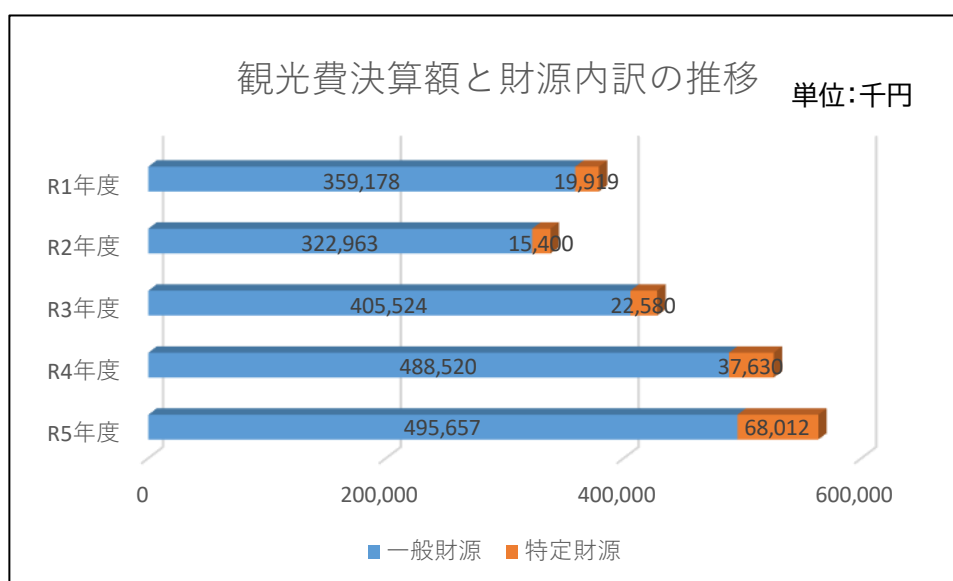
観光を産業振興の機軸として、多方面への波及効果を生み出すためには、既存の観光資源の機能強化や新たな観光資源の発掘が重要である。そのため、成田空港、成田山新勝寺を始めとした歴史的観光資源、恵まれた自然や風景などの地域資源を生かし、観光客にとって魅力ある観光地づくりを推進している。

また、観光立市を目指す成田市では、観光客の更なる誘致を図るため、四季折々に魅力ある様々なイベントを開催している。

成田市の当初予算における観光費の予算額の推移を見ると、毎年度増加傾向にあることから、観光振興のための財源確保は、成田市の財政運営における課題の一つとなっている。



資料：財政課



※決算統計における目的別分類の観光費

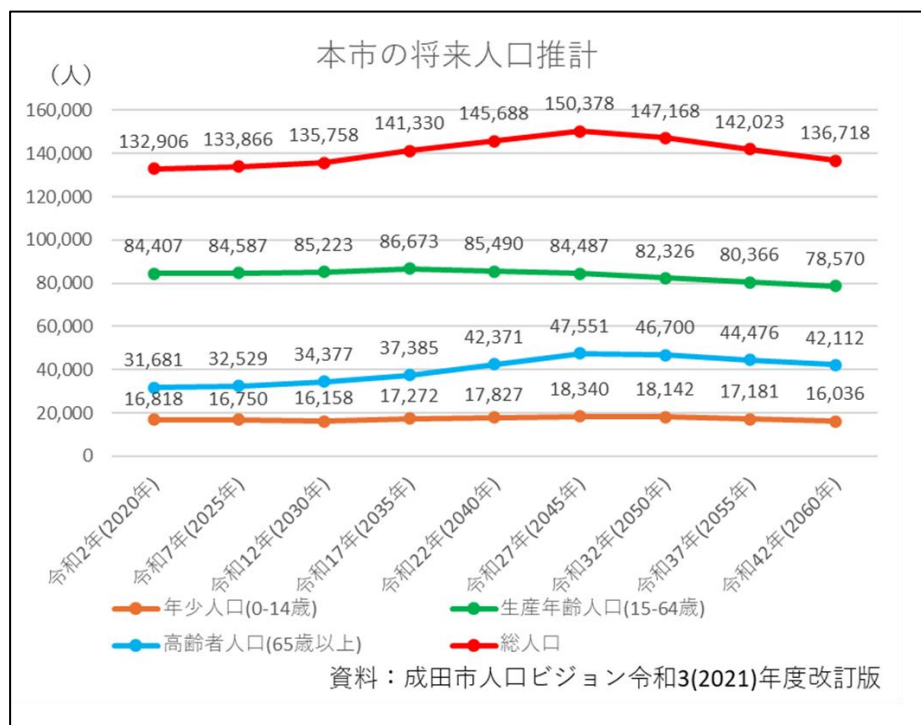
【人口構造の変化に伴う財政懸念】

全国的な人口減少が進む中、成田市の人口は、成田空港開港以来増加傾向で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民生活や地域経済に深刻な影響を与え、特に空港関連事業者や外国人住民などの転出もあり、一時的に減少傾向となった。しかしながら、行動制限の緩和に伴い再び増加傾向に転じており、また、成田空港の更なる機能強化の進展や、空港周辺への企業立地の促進などにより、従業者等の増加及び市内への定住が見込まれることから、成田市の人口は、令和27（2045）年まで増加を続け、その後は減少に転じると見込んでいる。

生産年齢人口（15-64歳）は、令和17（2035）年まで増加傾向が続くが、その後緩やかに減少することを見込んでいる。

一方で、年少人口（0-14歳）は、令和12（2030）年までは減少するものの、その後は令和37（2055）年まで概ね横ばいで推移したのち、緩やかに減少となる見通しである。また、高齢者人口（65歳以上）は、令和27（2045）年まで増加傾向が続き、その後緩やかに減少することを見込んでいる。

総人口に占める年齢3区分別の人口割合は、令和42（2060）年までに、年少人口は横ばいで推移するものの、生産年齢人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向となっていることから、長期的に見ると、市税収入などの歳入の減少要因となる一方で、福祉関連の扶助費など社会保障関連経費が増加することが見込まれる。

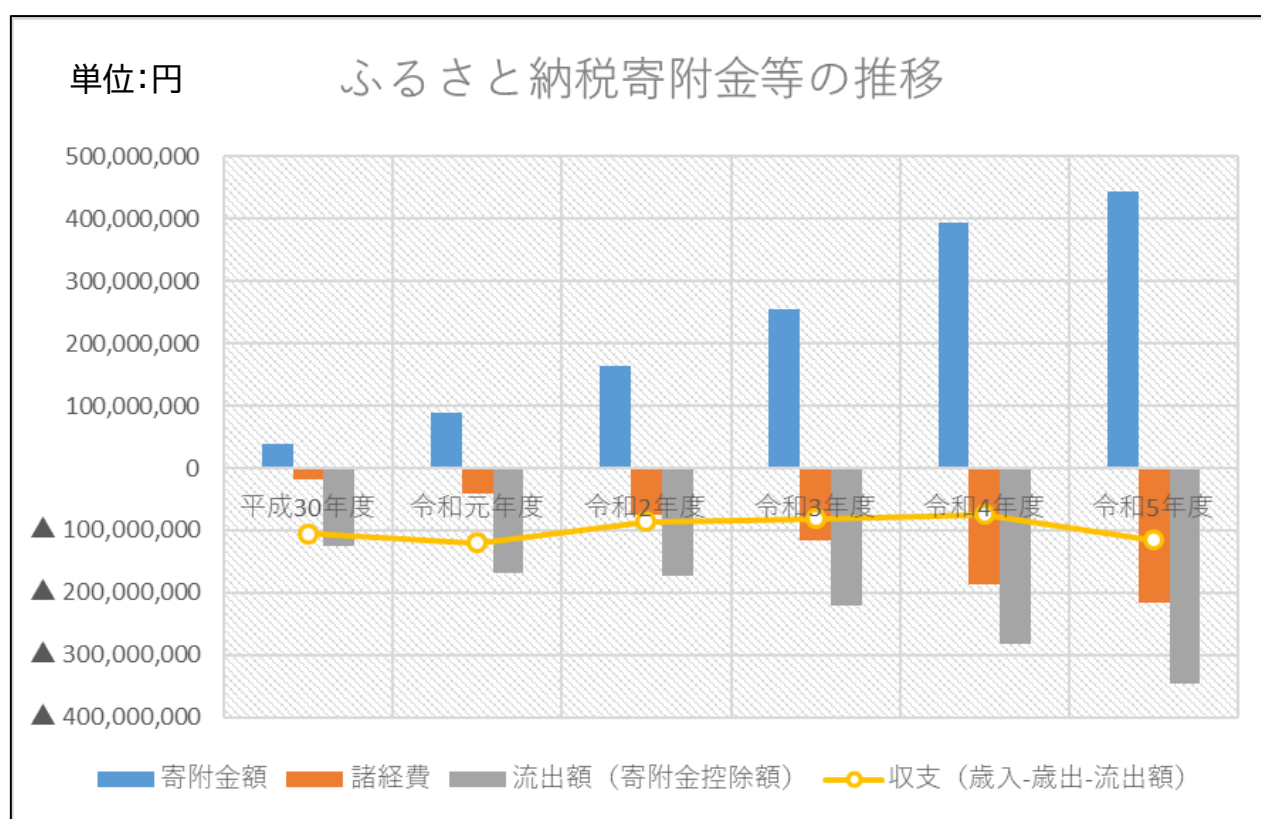


【ふるさと納税制度による市税の流出】

ふるさと納税制度は、成田市の特産品などの返礼品を通じた市の魅力のPRの機会として、積極的に活用しているところである。

また、ふるさと納税寄附金は、貴重な自主財源となっており、年々寄附金収入は増加しており、令和5（2023）年度の決算額は約4.4億円であるが、寄附金税額控除による、いわゆる流出額も増加しており、同年度の収支は約1.2億円のマイナスと、前年度より悪化している。

成田市は、普通交付税の不交付団体であることから、ふるさと納税制度による市税の減収について、国による補てんを受けることができないため、このまま収支が悪化する場合は、市民サービスへの影響が生じかねないということが危惧される。



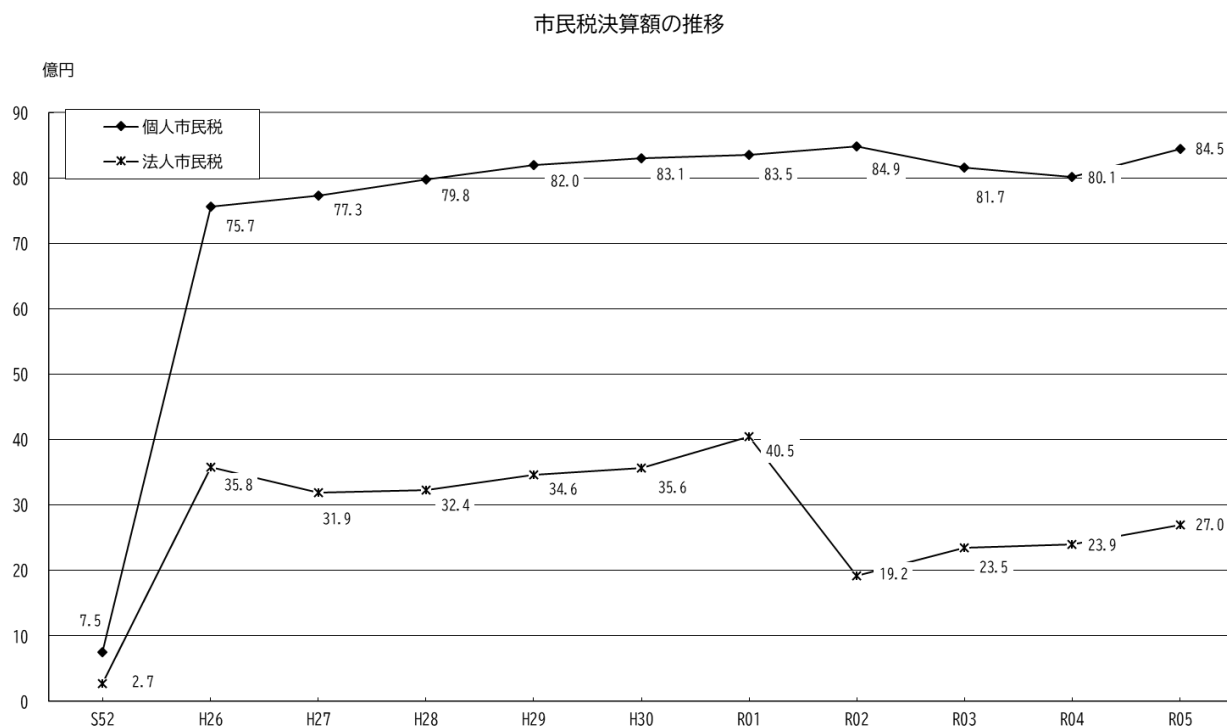
資料：財政課

【コロナ禍に起因した法人市民税の減収】

成田市の法人市民税は、空港関連企業などに支えられ、堅調な推移を示していたが、コロナ禍による経済活動の自粛・停滞により大きく落ち込んだ。

特に、緊急事態宣言が発出された令和2（2020）年度は、制度改正による税率引下げもあるものの、実に前年度比21.3億円の減となっており、その後緩やかに回復しているものの、コロナ禍前の水準に回復するには、時間を要するものと見込んでいる。

また、コロナ禍と同様のパンデミックなどが発生した場合は、法人市民税が減収となるリスクを抱えているということが言える。



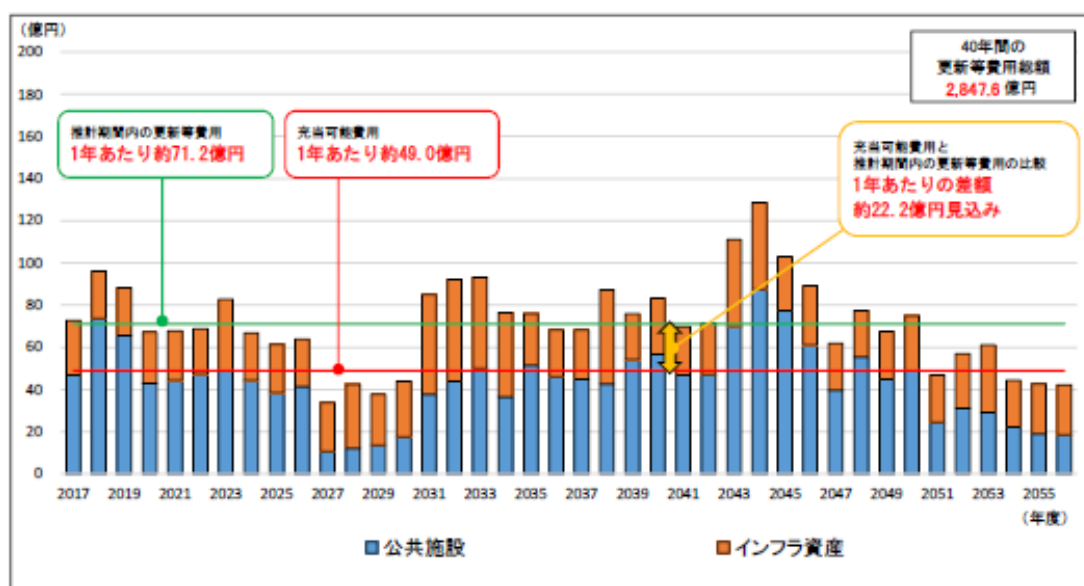
資料：財政課

【公共施設の更新等に要する費用】

平成29（2017）年度から令和38（2056）年度までの40年間に必要となる公共施設等の大規模改修及び更新費用を試算した結果，一般会計のみで総額が約2,848億円，年平均額が約71.2億円と見込まれる。

また，特別会計を含んだ場合では総額が約4,046億円，年平均額が約101億円と見込まれており，公共施設等の適正な維持管理を行い，市民生活に影響を与えないためには，多額の財政負担が必要となる。

図 2-18 公共施設等の将来の更新等費用推計グラフ（一般会計のみ）



資料：成田市公共施設等総合管理計画

【財政指標の状況】

成田市の財政力は、全国でも有数の水準を誇っているが、高齢化の進展等に伴う扶助費の増、給与改定等に伴う職員人件費の増、公共施設の長寿命化や更新に伴う公債費の増などにより、義務的経費の負担が上昇傾向にある。

これにより、県内トップであった経常収支比率が上昇傾向となり、令和5年度決算における数値は90.2%（県内37市平均値は、93.5%）と、いまだに県内上位の水準を維持してはいるものの、財政の硬直化が徐々に進んでいるものと捉えている。

また、同様に、公共施設の長寿命化等に伴う市債の活用により、将来負担比率や実質公債費比率が上昇傾向にあり、健全な財政状況は維持しているものの、継続して注視が必要である。

主な財政指標の状況

（金額単位：百万円）

	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
財政力指数 （3年平均）	1.296	1.309	1.328	1.295	1.287	1.269	1.296	1.311	1.335	1.359
財政力指数 （単年度）	1.317	1.324	1.343	1.217	1.300	1.289	1.300	1.344	1.362	1.371
経常収支比率	84.3%	84.6%	88.5%	89.2%	88.6%	90.2%	93.3%	91.7%	90.3%	89.4%
公債費負担比率	10.9%	11.0%	10.9%	13.0%	11.2%	11.5%	12.5%	11.9%	11.4%	10.9%
実質公債費比率	6.7%	7.4%	7.9%	8.6%	9.3%	9.9%	10.2%	10.2%	9.9%	9.2%
将来負担比率	76.0%	77.3%	86.7%	99.4%	90.1%	92.2%	100.0%	110.9%	116.3%	123.3%
積立基金現在高	9,768	9,161	6,980	7,355	5,767	5,740	4,099	2,546	2,328	2,538
うち財政調整基金	7,862	7,288	5,167	5,835	4,471	4,520	3,008	1,561	1,438	1,724
地方債現在高 （一般会計）	49,423	48,006	49,499	48,762	45,675	45,298	45,670	49,364	51,779	55,422

H29～R5：決算ベース、R6：決算見込ベース、R07～：実施計画ベース

資料：財政課

【行政改革の進行状況】

成田市では、令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までを計画期間とする行政改革推進計画に基づき、市民満足度を重視した行政サービスの向上（質の改革）と、簡素で効率的・効果的な行政経営（量の改革）を車の両輪として、行政改革に継続的に取り組んでいる。

令和5（2023）年度には、財政的な効果として、約16億円の効果額があったと算出している。

成田市行政改革推進計画（令和4年度～令和6年度）の進捗状況について

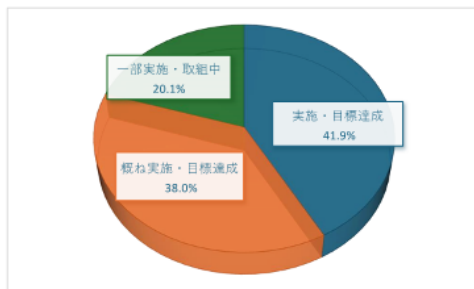
本市では、「成田市第5次行政改革大綱」に定める2つの基本方針である「市民満足度を重視した行政サービスの向上（質の改革）」及び「簡素で効率的・効果的な行政経営（量の改革）」の実現に向けて、その実施計画となる「成田市行政改革推進計画（令和4年度～令和6年度）」において、各種取組を実施してきました。取り組み中間年度となる令和5年度の進捗状況は、次のとおりです。

① 実施状況

項目の状況	令和5年度末	割合
実施・目標達成	54	41.9%
概ね実施・目標達成	49	38.0%
一部実施・取組中	26	20.1%
合 計	129	100%

令和6年3月末現在

※「方針転換」及び「未実施・未達成」はなし。



② 財政効果

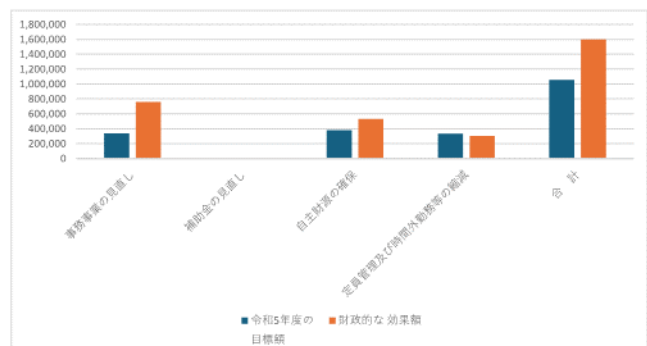
「成田市行政改革推進計画（令和4年度～令和6年度）」に計上された129の措置項目のうち、財政的な効果目標が設定可能な項目について、計画期間中の効果目標額を3,032,844千円と設定していますが、取り組み中間年度である令和5年度は、1,053,606千円の目標額に対し、1,596,661千円の財政的な効果額がありました。令和5年度の財政的な効果額は次のとおりです。

（単位：千円）

措置項目(令和5年度に実施した主な内容)	令和5年度の 目標額	財政的な 効果額	達成率
事務事業の見直し	341,062	760,828	223.1%
補助金の見直し		0	
自主財源の確保	378,779	532,468	140.6%
定員管理及び時間外勤務等の縮減	333,765	303,365	90.9%
合 計	1,053,606	1,596,661	151.5%

（単位：千円）

資料：行政管理課



Ⅲ 宿泊税導入の検討

【宿泊税を巡る動き】

コロナ禍が収束し、成田空港における令和5（2023）年度の国際線外国人旅客数が過去最高の1,789万人を記録するなど、成田市を訪れる観光客も増加しており、今後、成田空港の更なる機能強化により、成田市における観光需要は一層拡大していくものと捉えている。

このような中、千葉県においても、県内観光の持続的な発展のため、これまで、「持続可能な観光地づくり」や、「インバウンドの推進」などの課題解決に向けて検討が重ねられてきたところであり、令和5（2023）年度末には、今後の観光振興施策や財源のあり方に関する協議や意見交換等を行う検討会議が新たに設置され、安定的な財源確保を図るための宿泊税の導入に向けた具体的な検討に入った。

また県内では千葉市、浦安市、南房総市などが宿泊税導入の検討をしているほか、令和6（2024）年4月1日時点では、全国で9自治体が宿泊税を導入済みであり、50以上の自治体が宿泊税の導入を検討している。

成田市としては、このような機会を的確に捉え、日本の空の玄関である成田空港を擁する優位性を生かした戦略的なプロモーションを行いつつ、観光資源の磨き上げや新たな発掘などにより、国内外からの更なる観光客の誘致に取り組むとともに、観光客が訪れやすく、過ごしやすい環境整備などについて、より一層の充実を図っていく必要がある。

【観光施策等の財源確保の必要性】

成田市は、全国有数の財政力を誇っていることに加え、これに安住せずに継続的な行財政改革に取り組んでいるところではあるが、これまで記載してきたように、高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増、ふるさと納税による個人市民税の流出への対応、公共施設の更新、財政指標の推計など、成田市を取り巻く財政事情を踏まえると、観光施策の充実及び持続可能な観光地域づくりのためには、安定的な財源確保が重要である。

【宿泊税導入の課題】

成田市独自の宿泊税導入については、千葉県の宿泊税制度設計（案）との調整、今後必要となる施策の内容や規模と宿泊者の税負担等を総合的に検討する必要がある。

【法定外目的税について】

宿泊税を導入している自治体は、全て法定外目的税として導入している。

法定外目的税の創設に当たっては、地方税法に基づき、総務大臣に対し市町村から法定外目的税の新設の協議を行い、同意を得ることが必要とされている。

また、総務大臣は、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、同意するものとされている。

- ・ 国税又は他の地方税の課税標準と同じくし、かつ、住民負担が著しく過重となること。
- ・ 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- ・ 上記に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

また、法定外税の検討を行う際には、総務省自治税務局長通知「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」（平成15（2003）年11月11日総税企第179号）の内容を適宜参考とすることとされている。

宿泊税の導入については、これらを踏まえて検討する必要がある。

（以下、関連箇所を抜粋）

法定外目的税等については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものではないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済政策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続きの適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明が必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。

【税以外の財源確保の検討】

観光施策等の財源確保策を比較してみると、下表のとおり地方税が最も優れていると考えられる。

種類	安定性・継続性	受益と負担	規模
地方税	安定的・継続的な確保が可能	受益者を広く設定して負担を求めることが可能	一定規模の確保が可能
分担金	安定的だが、継続的な確保が困難	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある	規模は限定的
負担金			
使用料 手数料			
寄附金	安定的・継続的な確保が困難	受益者が必ずしも負担する必要はない	規模は限定的（条件等によっては、一定規模の確保も可能）

【観光行動に着目した課税対象の比較検討】

観光施策等の財源確保策として、法定外目的税創設の選択肢を比較してみると、下表のとおり宿泊税が最も優れていると考えられる。

観光行動	課税対象	課税対象の捕捉	課税対象の捕捉に係る徴税コスト
入域	市への入域行為	補足が困難（手段が多岐に渡る）	莫大なコストが掛かる
宿泊	ホテルや旅館等への宿泊行為	比較的捕捉しやすい	比較的成本が掛からない
交通機関の利用	交通機関（鉄道・バス等）の利用	捕捉が困難（旅行者の判別が不可能）	莫大なコストが掛かる
駐車場の利用	有料駐車場の利用		
飲食	飲食店等での飲食行為		

【宿泊税を導入している自治体の状況】（令和6年4月1日時点）

千葉県観光振興財源検討会議資料より引用

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	H14.10.1	H29.1.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.11.1	R2.4.1	R2.4.1	R2.4.1	R5.4.1
課税客体	旅館・ホテルへの宿泊	旅館・ホテル・簡易宿所・民泊への宿泊							
納税義務者	上記施設への宿泊者								
課税標準	上記施設への宿泊数								
税率 ※1人1泊あたり	①100円 (1万～1万5千円) ②200円 (1万5千円～)	①100円 (7千～1万5千円) ②200円 (～2万円) ③300円 (2万円～)	①200円 (～2万円) ②500円 (～5万円) ③1,000円 (5万円～)	①200円 (～2万円) ②500円 (2万円～)	宿泊料金の 2% (定率制)	一律200円 ※福岡市内、 北九州市内 は50円	①150円 (～2万円) ②450円 (2万円～)	一律150円	①100円 (～1万円) ②200円 (～2万円) ③500円 (2万円～)
免税点	あり (1万円)	あり (7千円)	なし	なし ※R6.10.1～ あり(5千円)	なし				
課税免除	外国大使等		修学旅行 外国大使等	外国大使等	修学旅行 外国大使等	外国大使等			修学旅行 外国大使等
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、自治体に納入する）								
特別徴収 義務者	旅館・ホテル の経営者	旅館・ホテル・簡易宿所・民泊の経営者							
	宿泊税の徴収について便宜を有する者（実質的経営者）								
申告期限	各月の初日から末日までの間の分について翌月末日までに納入 ※一定の要件（金額要件、経営開始時期等）を満たす場合、3ヶ月ごとの納入が可能								
制度の見直し	5年ごと					条例施行後3年、その後は5年ごと			3年ごと
特別徴収 義務者 報奨金	納期内納入額の 2.5% 導入5年:3% [上限]100万円	納期内納入額の 1.0～2.5% 導入5年: +0.5%加算	納期内納入額の 2.5% 導入5年:3% [上限]200万円	納期内納入額の 2.5% 導入5年:3% [上限]前/後期 各50万円	納期内納入額の 1.0～2.5% 導入5年: +0.5%加算	納期内納入額の2.5% 導入5年:3% (導入5年は全て電子申告かつ納期内納入で3.5%) [上限]200万円			納期内納入額の 2.5% [上限]50万円

※このほか、ニセコ町が令和6年11月1日から、常滑市が令和7年1月6日から、熱海市、北海道赤井川村が令和7年4月1日から宿泊税を導入している。

また、札幌市、小樽市、釧路市、北見市、網走市、宮城県、仙台市、高山市、下呂市、松江市、広島県の11自治体が、令和7年3月21日に総務大臣の同意を得ており、現在、導入に向けて準備中である。

【千葉県の制度設計（案）】

4-1 税制度設計の素案（全体像①）

CHIBA

項目	税制度設計の素案	（参考）税制度設計のたたき台
課税客体	県内に所在する次の施設又は住宅（以下、「宿泊施設」という）への宿泊 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊） ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）	県内に所在する次の施設又は住宅（以下、「宿泊施設」という）への宿泊を想定 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊） ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）
納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者	上記宿泊施設への宿泊者
課税標準	上記宿泊施設への宿泊数	上記宿泊施設への宿泊数
税率（税額）	1人1泊につき150円の一律定額制	税率は定額制とし、 ・具体的な税率（段階的定額制の採用） ・免税点の設定の是非 ・課税免除の設定の是非について検討
免税点	なし（設定しない）	
課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊 ※修学旅行等の例外規定は設定しない	

4-1 税制度設計の素案（全体像②）

CHIBA

項目	税制度設計の素案	（参考）税制度設計のたたき台
徴収方法	特別徴収 （特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、県へ納入する）	特別徴収 （特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、県へ納入する）
特別徴収義務者	・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
申告納入期限	各月の初日から末日までの間の分について翌月の末日までに納入する ※一定の要件を満たす場合、 <u>3ヶ月分をまとめた納入を可能とする</u> （具体的な要件については検討）	各月の初日から末日までの間の分について翌月の末日までに納入する ※一定の要件を満たす場合、 <u>複数月ごとの納入を可能とすることを検討</u>
制度の見直し	条例施行後5年を目途に検討を行う	条例施行後必要な年数ごとに検討を行う
特別徴収義務者報奨金	納期内納入額に対して2.5%（導入後の加算措置や上限の設定について検討）	納期内納入額に対して一定額とし、導入後の加算措置や上限の設定について検討

資料：千葉県

2 県の宿泊税導入への考え方（各論②）

CHIBA

県が取り組む必要があると考えられる観光振興施策を整理しました。

県の観光振興施策の方向性と合致する市町村・DMO等の取組については、宿泊税財源のうち一定割合（約25%）を、市町村・DMO等が主体となって行う事業の支援に活用できる形を想定しています。

千葉県が取り組むべき観光振興施策と事業規模

約45億円

取組の方向性

約32.5億円

- ① 観光人材の確保・育成・定着 約11億円
- 観光地経営人材の支援等
 - 観光産業人材の支援等
 - 実務人材の確保等



- ② 持続可能な観光地づくり 約14億円
- 観光客のニーズの把握と地域の多様な資源の磨き上げ
 - 観光資源の有効活用等
 - 二次交通等
 - 宿泊・滞在を延ばす取組



- ③ インバウンドの推進 約4億円
- 効果的かつ効率的なプロモーションの展開
 - 受入環境の充実
 - 県内周遊の促進及び旅行消費額の増加



- ④ デジタル技術の活用 約3.5億円
- 観光客のニーズに合った情報提供等
 - 経営効率化のための活用
 - ビッグデータ等の活用による観光地経営の効率化等
 - デジタル人材の確保・育成



市町村・DMO等への支援 約11億円



市町村が行う地域ならではの取組の推進

- 取組の方向性に合致する市町村が行う地域ならではの取組の支援

DMOの設立支援、DMOが行う地域ならではの取組の推進

- 取組を推進していくための観光地域づくり法人(DMO)の設立等の支援
- 取組の方向性に合致するDMOが行う地域ならではの取組の支援

宿泊税事務の適正な運営

約1.5億円

8

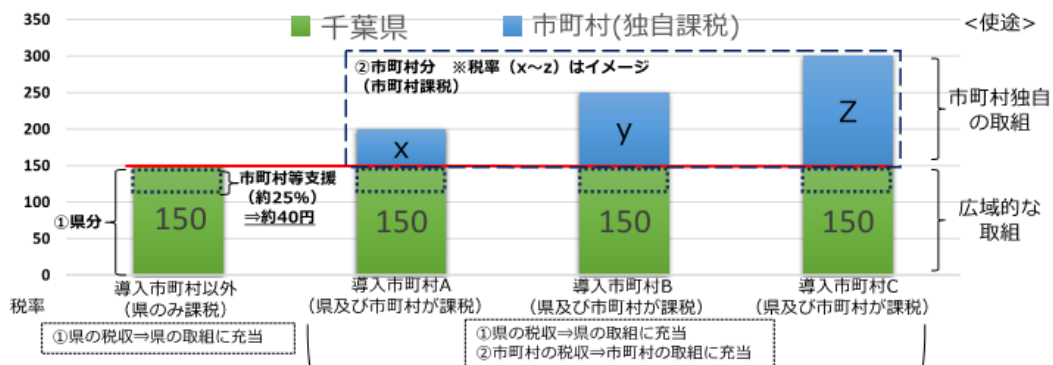
2 県の宿泊税導入への考え方（各論③）

CHIBA

独自に宿泊税の導入を検討する市町村との調整における県の考え方について整理しました。

- 県内でも複数の自治体が独自に宿泊税の導入を検討している状況です。
- 宿泊税を活用して県が取り組もうとする観光振興施策の事業規模は約45億円であることから、県の税率は県内一律で150円とし、県内で独自に宿泊税を導入しようとする市町村は、県分の一律150円に市町村分を上乗せできるとしています。

【県と市町村における賦課徴収のイメージ図】



- 県としては、税を納めていただく宿泊者へ配慮し、特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担を考慮し、独自に宿泊税の導入を検討する市町村とは、導入時期や賦課徴収の主体（賦課徴収を県と市町村のどちらが行うか）等について、調整を図ります。

9

資料：千葉県

3 市町村・DMO等への支援について②

CHIBA

宿泊税は県全体で観光振興を図るために新たに導入する目的税であることから、県の宿泊税を市町村が活用する際には以下の基本的な要件を全て満たす必要があります。
また、DMO等への支援については以下のとおり整理しました。

☀️ 活用にあたっての考え方

基本的な要件	🚫 活用が認められない事例*
①導入以降新たに行う事業であること	・一般財源の置き換え（例 職員の人件費への充当） ・既存事業の拡充事業であり、拡充部分に新規性がない場合 （例 地元の祭りの単純な規模の拡大） ※拡充部分に新規性がある場合は、拡充部分に活用可能
②県全体の観光振興に資する事業であること	・旅行者の増加等により各市町村で発生する財政的な負担への充当 （例 オーバーツーリズムによるごみ処理や救急医療への対応）
③他に充当可能な財源が見込まれないこと	・財源の例：地方債、国・県補助金、基金、その他特定財源 等

*県の宿泊税の活用が認められない事例については、各市町村で独自に宿泊税の上乗せを行い、その財源で実施することが考えられる。

DMO 市町村・DMO等への支援の考え方

- ・地域DMOや市町村観光協会については、市町村を通じて支援を行う。
（税収の約25%を活用した各市町村への交付金により、各市町村から支援が行われることを想定）
- ・地域連携DMOについては、市町村への支援とは別に県が直接補助金等により支援することを検討する。

12

3 市町村・DMO等への支援について④

CHIBA

市町村の支援方法について、アンケートを踏まえて整理を行いました。

【市町村への支援方法の案】

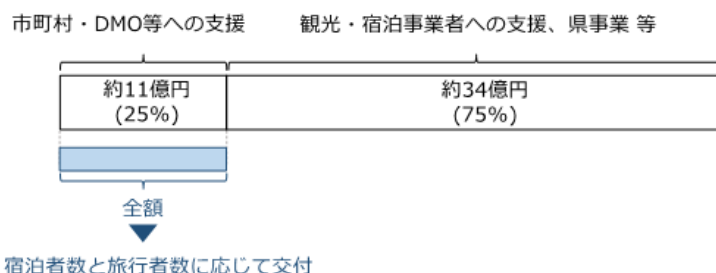
宿泊者数と旅行者数に応じて交付する交付金

- ・交付金として配分する金額のうち、80%は宿泊者数、残りの20%は旅行者数に応じた配分とする。
- ・交付金の最低金額は設定しないこととする。

⇒各市町村は、交付金を観光振興施策に活用する安定財源として見込むことができる
（市町村への交付金試算額については、参考資料3を参照）

※この試算は市町村に対して大まかな規模感を提示するものであり、必ずしもこの金額が交付されるものではありません

【交付のイメージ】



14

資料：千葉県

本懇談会では、これまでに記載した、導入自治体の事例や宿泊事業者へのアンケート調査、千葉県の制度設計（案）などを踏まえ、「宿泊税導入の目的」、「使途」、「課税要件等」について検討を行った。

Ⅳ 宿泊税の導入の目的

【導入自治体の目的】

導入自治体の宿泊税導入の目的は、主に「都市の魅力を高める」、「観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」の2点が掲げられている。

自治体名	宿泊税導入の目的
京都市	「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
金沢市	「金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
倶知安町	「世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
福岡市	「福岡市観光振興条例に基づき、今後必要となる『九州のゲートウェイ都市の機能強化』、『大型MICE等の集客拡大への対応』及び『観光産業や市民生活に着目した取り組み』に要する費用」に充てるため。
北九州市	「観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
東京都	「国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
大阪府	「大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
福岡県	「観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
ニセコ町 R6.11～	持続可能かつ魅力的な地域（観光地）づくりを支えるための恒常的な自主財源の確保のため。
常滑市 R7.1～	旅行やビジネスを目的とした来訪者の受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上させ続ける好循環を形成する費用に充てるため。
熱海市 R7.4～	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る費用に充てるため。

【導入に係る基本的な考え方】

成田市は、日本の空の玄関である成田空港を擁し、成田山新勝寺等への参詣、成田祇園祭や成田伝統芸能まつりをはじめとする数々の魅力的なイベントを抱え、観光立市を掲げて、市民・来訪者双方にとってより良い環境づくり、まちづくりに取り組んでいる。

また、外国人旅行客をはじめ、市外から多くの人を訪れることから、救急需要、インフラ整備、ごみ処理体制、外国語対応などの各種行政需要にも対応していく必要がある。

これらに対応するための財源確保は、重要な課題であり、安定的かつ持続的な財源として、宿泊税は有力な候補となり得ることから、宿泊税を導入することにより、来訪者が安心して滞在できる受入れ環境の充実を図りつつ、宿泊客や来訪者の増加につなげ、ひいては、市内経済の活性化、成田ブランドの向上などの好循環を創出することが重要である。

【成田市の導入目的】

成田市の宿泊税の導入の目的については、本懇談会の委員から、観光は裾野が広いので、解釈の仕方によっては用途が大幅に広がりかねない。様々なものに使われてしまうのではないかと懸念がある。目的をたくさん上げるのではなく、絞り込んで明確にすべきとの意見があった。

また、上記の【導入に係る基本的な考え方】を踏まえ、導入自治体の目的と同様に、「都市の魅力を高めること」及び「観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため」とするのが適当である。

【懇談会としての意見】

■宿泊税の導入の目的

- ・都市の魅力を高めること
- ・観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため

とすべき

V 宿泊税の使途

【導入自治体の宿泊税の使途】

導入自治体では、観光客の受け入れ環境の整備・充実のほか、観光資源の魅力増進など、各地域の特色を生かした施策を使途としている。

施策項目	事業例	自治体
受入環境の整備・充実	・観光案内機能の充実 ・Wi-Fi利用環境整備事業 ・Free Wi-Fi設置促進事業 ・宿泊施設のおもてなし環境整備促進事業費補助 ・観光地周辺のトイレ洋式化等の整備・充実 ・市バス，地下鉄の案内表示等の多言語化 ・宿泊施設等のおもてなし力の向上 ・まちなかの歩行環境の向上 ・ユニバーサルデザインタクシー導入促進	東京都 // 大阪府 // 京都市 // 金沢市 // 福岡市
観光資源の魅力の増進（磨き上げ）	・水辺の魅力を活かした東京の顔づくり ・隅田川テラスの賑わいの創出，橋梁のライトアップ ・大阪ストーリープロジェクト事業 ・ナイトカルチャー魅力創出事業 ・京町屋，文化財の保全及び継承 ・観光地周辺の無電柱化による景観の保全 ・「夜観光」魅力アップによる「宿泊観光」の推進 ・歴史的まちなみや景観の保全，建築文化の発信 ・伝統芸能の支援 ・食文化の継承，振興 ・歴史，文化に配慮した道づくり	東京都 // 大阪府 // 京都市 // // 金沢市 // // 福岡市
国内外への情報（魅力）の発信	・外国人旅行者誘致の新たな展開 ・国内外からの誘客促進事業 ・海外への情報発信強化 ・観光，文化コンテンツの発信力強化事業 ・客層に応じた旅のコーディネート，PRの展開 ・祭りの魅力発信事業	東京都 大阪府 京都市 // 金沢市 福岡市
M I C E の振興	・M I C E 誘致の促進 ・M I C E 誘致対策 ・コンベンション誘致の促進 ・国内を代表するM I C E 拠点の形成	東京都 京都市 金沢市 福岡市
来訪者，市民双方の満足度の向上	・市バス，観光地等における混雑への対応強化 ・観光客の集中緩和に向けた取組み ・民泊対策事業 ・交通混雑の緩和と安全な歩行環境の確保 ・ポイ捨てなどの迷惑行為の防止	京都市 // // 金沢市 //

【成田市の宿泊税の使途】

有識者懇談会での意見，アンケート結果，成田空港の更なる機能強化の取り組みや導入自治体の事例などを参考に，使途を以下のとおり整理した。

施策項目	事業例	必要となる予算額
受入環境の整備・充実	迎春対策（警備ほか） 観光施設等の維持・管理 バリアフリー化の支援 多言語化の対応 人材確保・育成の支援 交通手段の確保対策	約1億5千万円 約1億円～ 約1億5千万円
観光資源の魅力増進	各種イベントへの助成や支援 周遊観光の促進 新たな観光資源の発掘	約1億9千万円 約1億2千万円～ 約1億9千万円
国内外への情報（魅力）発信	観光協会支援事業 観光案内所運営事業 観光パンフレット等の充実 SNSによる情報発信の強化	約7千万円 約5千万円～ 約7千万円

- ・ 上記の黒字での記載は，現段階での取り組みや令和6年度予算額であり，導入後，毎年度の予算編成の中で事業を決定する。
- ・ 赤字は，懇談会，アンケートでの意見や導入自治体を参考に，今後考えられる施策やその予算額を記載している。
- ・ 成田空港の更なる機能強化として発着回数が30万回から50万回に拡大することに伴う，外国人宿泊者数の増を考慮している。

成田市の宿泊税の使途については，本懇談会委員から，成田の魅力アップに繋がる施策に使うべき，観光振興に資する事業に限定すべき，バスなどの交通アクセスの改善に使うべき，感染症など将来の有事に備えるための財源とすべきなどの意見があった。宿泊事業者へのアンケートでは，観光に関する事のみを使用するのであれば賛成，使途の見える化をすべきなどの意見があった。

宿泊税の使途については，これらの意見を踏まえ，上記に整理したように観光振興に資する事業に限定することが適当である。

また，使途については，毎年度，公表すべきことを意見する。

【懇談会としての意見】

■宿泊税の使途

- ・ 観光振興に資する事業に限定すべき
- ・ 使途は毎年度、公表すべき

VI 宿泊税の課税要件

【課税客体，納税義務者，課税標準】

導入自治体においては，東京都以外の全ての自治体が「ホテル」「旅館」等のほか「民泊」も課税客体に含んでいる。

課税客体を宿泊施設への宿泊とした場合に，享受する行政サービスにおいては，宿泊施設による大きな違いはないため，課税の公平性の観点から全ての宿泊施設を対象とするとの市の考え方が示された一方，宿泊税の導入は，低廉な価格で経営している民泊などの宿泊事業者にとっては，影響が大きいとの意見が本懇談会委員からあった。

しかしながら，同じタイプの宿泊施設であっても宿泊料に差があり，宿泊施設のタイプにより一律に課税客体から除外するのではなく，免税点や課税免除などにおいて検討をすべきであると考えられることから，課税客体としては，全ての宿泊施設への宿泊を対象とすることが適当である。

【懇談会としての意見】

■課税客体

市内に所在する次の施設又は住宅（以下「宿泊施設」という）への宿泊とする

- ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）

■納税義務者

宿泊施設への宿泊者

■課税標準

宿泊施設への宿泊数

【特別徴収義務者，徴収方法及び申告期限】

全ての導入自治体では，宿泊事業者等を特別徴収義務者とし，宿泊者から宿泊税を徴収して自治体に納入する特別徴収の方法で行っている。

導入自治体と同様に，宿泊事業者を特別徴収義務者とする特別徴収の方法が適当であり，申告期限についても，毎月末日までに前月分を申告・納入することが適当である。（一定の要件を満たす場合には３か月ごとに申告・納入）

【懇談会としての意見】

■特別徴収義務者

- ・ 宿泊施設を営むもの
- ・ 宿泊税の徴収について便宜を有するもの

■徴収方法

特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し，市に納入する）

■申告期限

毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入

（一定の要件を満たす場合には，３か月ごとの申告納付が可能）

【税率（税額）】

導入自治体においては、100 円から 1,000 円の間で税率（税額）が設定されている。また、税率（税額）は一律又は宿泊料金に応じて段階的に変わる制度としている。

宿泊事業者へのアンケートでは、税額の設定について、「宿泊客への説明が容易である」「税額の算出が容易である」といった理由から、一律の定額制が良いとの回答が約 76%との結果となった。

これらのことから、税率（税額）は一律の定額制とすることが適当である。

また、税額については、成田空港の更なる機能強化により、年間発着回数が 30 万回から 50 万回に拡大することに伴い、コロナ禍前のピークを超える外国人旅行者の来成が期待され、それに伴う宿泊税の使途として、観光振興施策の拡充分の予算額が約 2 億 7 千万円から 4 億 1 千万円と試算されていることから、これらの施策を展開するための財源を確保しつつ、宿泊者への負担や宿泊事業者への影響を考慮し、50 円・100 円・150 円のいずれかとすることが適当である。

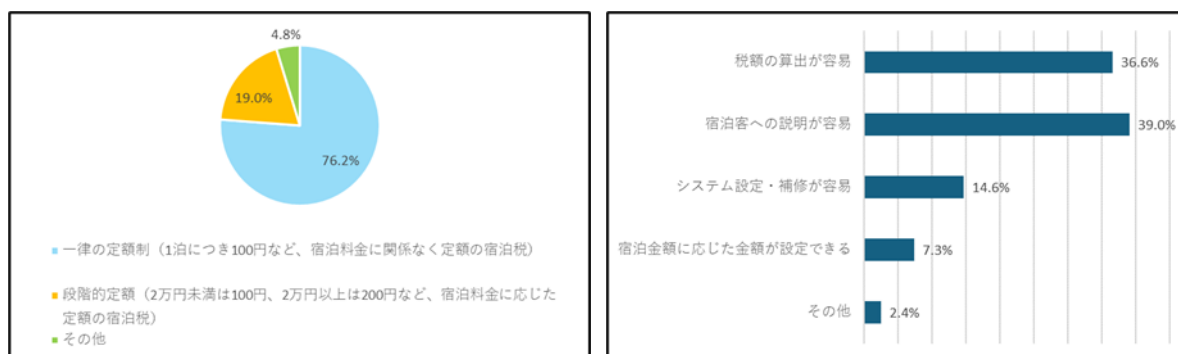
なお、本懇談会の委員より、「県課税分を含めて 200 円と税額を抑えてスタートしてはどうか」といった意見や、「独自に宿泊税を導入する市では、県税分に市税分が内包される、いわゆる福岡方式となるよう県に要望できないか」といった意見が出ていることから、福岡方式への見直しについて県と協議することを要望する。

【懇談会としての意見】

■税率（税額）

- ・ 1 人 1 泊につき 50 円・100 円・150 円いずれかの一律定額制
- ・ 福岡方式への見直しについて県と協議すること

宿泊税に関する宿泊事業者へのアンケート（抜粋）



【免税点】

免税点については、本懇談会の委員から低廉な宿泊料で経営している宿泊事業者にとって、宿泊税の導入は影響が大きいことから「免税点を設けるべき」との意見があった一方で、宿泊事業者へのアンケートでは「免税点を設けない」が約 57%、「免税点を設ける」が約 43%との結果であり、「免税点を設けない」との回答の方がやや多く 6 割近くとなった。

また、享受する行政サービスについては、宿泊料金による大きな違いがないことから、課税の公平性の観点から免税点を設けないとの考え方が市から示された。

なお、千葉県の場合は免税点は設定しないとされており、免税点の設定には千葉県との調整も必要となる。

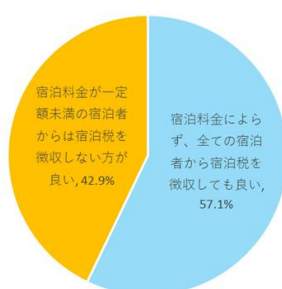
免税点を設けることについては、上記のとおり、それぞれの意見があり、アンケート結果でも差が小さく、千葉県の案との調整も必要なことを踏まえると、本懇談会としては、上記の意見等を十分考慮しつつ、千葉県と調整を行うことを意見する。

【懇談会としての意見】

■ 免税点

免税点設定の判断にあたっては、懇談会の意見やアンケート結果等を十分考慮しつつ、千葉県と調整を行うこと

宿泊税に関する宿泊事業者へのアンケート（抜粋）



【課税免除】

課税免除については、導入自治体のうち、京都市は、『修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒等及びその引率者』，北海道倶知安町や長崎市は『修学旅行に加えて，職場体験やスポーツ大会に参加する学生等』についても課税免除としている。

本懇談会の委員からは，修学旅行などの教育旅行のほか，スポーツツーリズムを掲げている成田市としては，学生等のスポーツ大会やスポーツ合宿等も対象に課税免除をすべきとの意見があった。

一方，市からは，課税免除の為の証明書の取扱い等で宿泊事業者の事務負担が増えること，アンケートで「フロントの負担を減らそうと取り組んでいる中で宿泊税の導入は負担である」との意見があったこと，アンケートの回答では課税免除の設定について賛成と反対が半々であったことなどから，課税免除は，条約に基づく「外国大使等の任務遂行に伴う宿泊」のみとしたいとの考えが示された。

また，千葉県の案では課税免除は外国大使等のみとされており，課税免除の設定には千葉県との調整も必要となる。

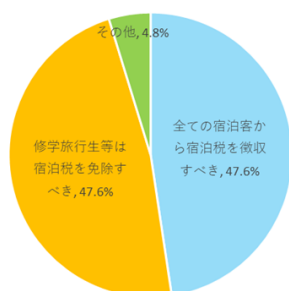
課税免除については，上記のとおり，それぞれの意見等があり，アンケート結果でも賛成・反対が半々であったが，本懇談会では，修学旅行等の教育旅行及び学生のスポーツ大会等に伴う宿泊は課税免除とすべきとの意見で一致していることを踏まえ，千葉県と課税免除の設定について調整をすべきであることを意見する。なお，千葉県との調整の結果として，修学旅行等を課税免除の取り扱いとすることがかなわない場合には，修学旅行等への補助金などの施策を展開することをあわせて意見する。

【懇談会としての意見】

■課税免除

修学旅行等を課税免除の対象とするのが適当である。ただし，課税免除については千葉県の制度と合わせることが必要であり，千葉県と調整を行うこと。なお，千葉県との調整の結果，修学旅行等の課税免除がかなわない場合には，修学旅行等への補助金などの施策を展開すること

宿泊税に関する宿泊事業者へのアンケート（抜粋）



【制度の見直し】

総務省通知「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」（平成 15 年 11 月 11 日付け、総税企第 179 号 総務省自治税務局長通知）において、「法定外税の課税を行う期間については、（中略）原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。」とされている。

導入自治体のうち、福岡市や北九州市は、条例施行後 3 年経過時に見直しを行い、その後は 5 年ごとに、長崎市は 3 年ごとに、京都市や金沢市、千葉県の制度設計（案）などは 5 年ごとに見直しを行うこととしている。

導入自治体や、千葉県の制度設計（案）を踏まえ、5 年ごとの見直し期間とすることが適当である。

【懇談会としての意見】

■制度の見直し

導入自治体では、条例施行後 3 年その後 5 年ごと、もしくは 5 年ごとの見直しを行っているものが多くある。また、千葉県の制度設計（案）では 5 年ごとの見直しとされている。制度の見直し期間は、県の制度と合わせるべきであり、5 年ごとに制度見直しをすることが適当である

【特別徴収義務者報奨金】

宿泊事業者を特別徴収義務者として指定した場合に、徴収等に係る新たな事務やその費用負担が発生することから、導入自治体においては、納期内納付された宿泊税額に応じて交付金等を支給することとしている。

導入自治体と同様に納期内納付された、宿泊税額の 2.5%を交付金として特別徴収義務者に交付することが適当である。

なお、導入自治体や千葉県の制度設計（案）と同様に、導入直後の加算措置や上限の設定について検討すること。

【懇談会としての意見】

■特別徴収義務者報奨金

導入自治体では、特別徴収義務者報奨金として、納期内納付された宿泊税のうち 2.5%を交付している。導入自治体同様に、納期内納付された宿泊税の 2.5%を特別徴収義務者報奨金として交付することが適当である

※導入直後の加算措置や上限の設定については検討すること

【システム改修支援】

宿泊税の特別徴収に当たり、宿泊事業者には新たにシステム改修等の費用負担が発生するが、導入自治体においては、長崎市を除きシステム改修に係る補助金等による支援はしていない。また、千葉県の制度設計（案）においては、システム改修等への支援を検討するとされている。

宿泊税の導入により、新たに発生する宿泊事業者のシステム改修費に対し補助等の支援は必要と考える。

なお、過剰な支援とならないよう、千葉県と調整を行うこと。

【懇談会としての意見】

■システム改修支援

システム改修に対して補助金等により支援することが適当である。なお、過剰な支援とならないよう、同様に支援を検討している千葉県と調整を行うこと

【課税要件のまとめ】

項目	成田市	千葉県
課税客体	市内に所在する次の施設又は住宅（以下「宿泊施設」という）への宿泊 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）	市内に所在する次の施設又は住宅（以下「宿泊施設」という）への宿泊 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊） ・<u>国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）※1</u>
納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者	上記宿泊施設への宿泊者
課税標準	上記宿泊施設への宿泊数	上記宿泊施設への宿泊数
税率	1人1泊につき 50円、100円、150円 いずれかの一律定額制	1人1泊につき 150円の一律定額制
免税点	同右	なし（設定しない）
課税免除	・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊 ・<u>修学旅行等の教育旅行等</u>	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊 ※<u>修学旅行等の例外規定は設定しない</u>
徴収方法	同右	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊税を宿泊者から徴収し、一括して納入する） ※市町村が独自に導入（上乗せ）する場合、賦課徴収事務は県又は市のどちらか一方が行う
特別徴収義務者	同右	・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者

項目	成田市	千葉県
申告期限	同右	各月の初日から末日までの間の分について翌月の末日までに納入する ※一定の要件を満たす場合、3 か月分をまとめた納入を可能とする（具体的な要件については検討）
制度の見直し	同右	条例施行後 5 年を目途に検討を行う
特別徴収 義務者 報奨金	同右	納期内納入額の 2.5%（導入後の加算措置や上限の設定について検討）

※1 特区民泊は千葉県内では千葉市のみ認定を受けている。

VII まとめ

本懇談会は、成田市が訪問先、宿泊先として選ばれる街として、その魅力を高めるための様々な施策の財源として、新たに法定外目的税を導入するにあたり、県宿泊税への上乗せの必要性及び妥当性や観光施策等の財源のあり方について、多様な視点から検討を行ってきた。

これまでの会議における議論を踏まえ、本懇談会では以下の点について意見する。

1. 宿泊税の導入については、本懇談会としては妥当性及び必要性があると考えるが、課税要件や使途、その効果については、宿泊事業者及び宿泊者（納税者）等関係者の理解を得ていくことを求める。
2. 宿泊税の活用については、観光、スポーツツーリズム、文化振興等様々な活用が考えられるが、いずれにしても観光振興という目的に合致する使途に限定すること。
3. 宿泊税の導入後は、その使途について、宿泊事業者等の意見を十分に踏まえるとともに、毎年度、使途等について市民を含めて広く周知すること。
4. 新型コロナウイルス感染症により、観光が深刻な影響を受けたことを踏まえ、将来の様々な有事に備えるための財源とする方法を検討すること。

以上の意見を踏まえた上で、宿泊税を財源とした効果的な施策を展開することにより、市民、来訪者双方にとってより良い環境づくり、街づくりに取り組み、「住んでよし 働いてよし 訪れてよしの生涯を完結できる空の港まちなりた」の一層の推進を期待する。

最後に、本懇談会における検討のため、アンケート調査等にご協力いただいた宿泊事業者の皆様、調査に関しご協力いただいた関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

令和7年〇月

成田市宿泊税に関する有識者懇談会

VIII 参考資料

【成田市宿泊税に関する有識者懇談会設置要綱】

（設置）

第1条 千葉県が宿泊税の導入に向けて具体的な検討を行っている状況に鑑み、本市における県宿泊税への上乗せの必要性及び妥当性その他観光振興、スポーツツーリズム、文化振興等に係る施策の財源のあり方等に関し意見を求めるため、成田市宿泊税に関する有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 懇談会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 県宿泊税への上乗せの必要性及び妥当性その他観光、スポーツツーリズム、文化振興等の財源のあり方に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 懇談会は、委員6人以内をもって組織する。

- 2 委員は、宿泊税、観光振興等に識見を有する者のほか、市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 懇談会の委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第5条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 懇談会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 懇談会の庶務は、財政部財政課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月4日から施行する

【成田市宿泊税に関する有識者懇談会委員名簿】

役職	氏名	所属
会長	星野 泉	明治大学 政治経済学部 教授
副会長	影山 美佐子	千葉経済大学短期大学部 ビジネスライフ学科 学科長・教授
委員	久米 剛	成田地区ホテル業協会 会長 (～令和7年2月12日)
委員	長田 剛	成田地区ホテル業協会 会長 (令和7年2月13日～)
委員	林 隆浩	成田旅館ホテル組合 組合長
委員	栗田 壮一郎	成田商工会議所 専務理事
委員	小川 喜章	一般社団法人成田市観光協会 専務理事

【成田市宿泊税に関する有識者懇談会における検討経過】

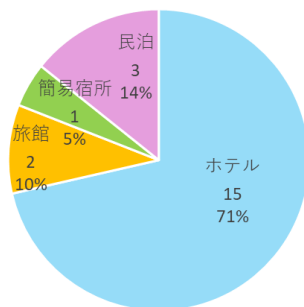
開催日	内容
令和6年11月15日（金）	第1回成田市宿泊税に関する有識者懇談会 (1)宿泊税について ①成田市の情勢について ②宿泊税について ③先行自治体における宿泊税の課税要件 ④先行自治体における宿泊税の使途 ⑤成田市における宿泊税の課税要件（案） ⑥成田市における宿泊税の使途（案）
令和7年 1月31日（金）	第2回成田市宿泊税に関する有識者懇談会 (1)前回の会議での主な意見 (2)宿泊税に関する宿泊事業者へのアンケート結果 (3)宿泊税の使途
令和7年 3月28日（金）	第3回成田市宿泊税に関する有識者懇談会 (1)前回の会議での主な意見 (2)宿泊税に関する宿泊事業者へのアンケート結果
令和7年 5月16日（金）	第4回成田市宿泊税に関する有識者懇談会 (1)前回の会議での主な意見 (2)検討結果報告書(案)

【宿泊税に関する宿泊事業者へのアンケート結果】

項目	内容
方法	郵送で依頼（調査依頼及び調査票URL・二次元バーコード） 回答はweb
対象	成田市の宿泊事業者（ホテル・旅館・簡易宿所・民泊） （千葉県ホームページに掲載の施設を対象） 97施設（返戻となった施設を除く）
調査期間	1回目：令和6（2024）年12月3日（火）～12月20日（金） 2回目：令和7（2025）年2月5日（水）～2月28日（金）
回答数	21施設（1回目と2回目の重複4件除く）
主な質問項目	客室数，宿泊者数，宿泊料金，用途，税率，免税点，課税 免除，宿泊税導入による影響

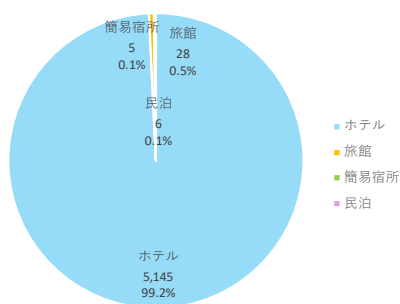
①宿泊施設のタイプ

	回答数
ホテル	15
旅館	2
簡易宿所	1
民泊	3
合計	21

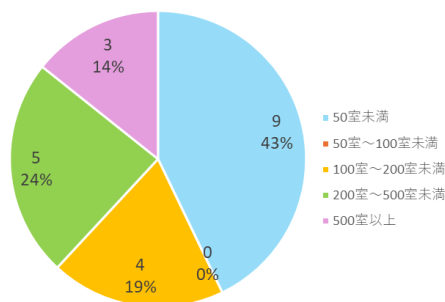


②客室数

	客室数
ホテル	5,145
旅館	28
簡易宿所	5
民泊	6
合計	5,184

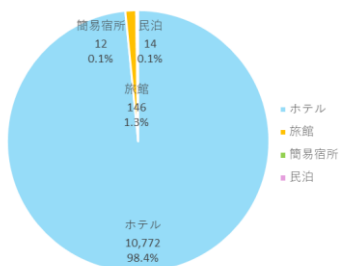


	施設数	総客室数
50室未満	9	146
50室～100室未満	0	0
100室～200室未満	4	548
200室～500室未満	5	1,639
500室以上	3	2,851
合計	21	5,184

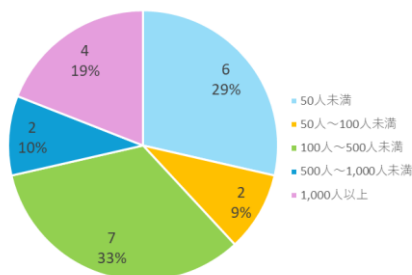


③収容人数

	収容人数
ホテル	10,772
旅館	146
簡易宿所	12
民泊	14
合計	10,944

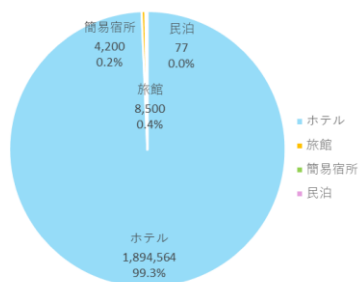


	施設数	総収容人数
50人未満	6	101
50人～100人未満	2	172
100人～500人未満	7	1,707
500人～1,000人未満	2	1,412
1,000人以上	4	7,552
合計	21	10,944

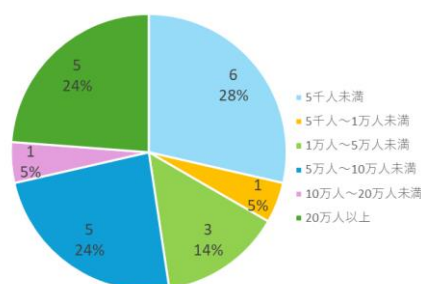


④年間総宿泊人数

	宿泊者数
ホテル	1,894,564
旅館	8,500
簡易宿所	4,200
民泊	77
合計	1,907,341



	施設数	人数
5千人未満	6	9,777
5千人～1万人未満	1	7,500
1万人～5万人未満	3	81,700
5万人～10万人未満	5	326,674
10万人～20万人未満	1	144,000
20万人以上	5	1,337,690
合計	21	1,907,341



⑤宿泊料別部屋数と年間宿泊人数

【全施設】

宿泊料	部屋数	宿泊者数
5千円未満	5	4,200
5千円～1万円未満	3,028	913,392
1万円～1万5千円未満	686	287,515
1万5千円～2万円未満	19	7,500
2万円以上	0	0
合計	3,738	1,212,607

【旅館】

宿泊料	部屋数	宿泊者数
5千円未満	0	0
5千円～1万円未満	9	1,000
1万円～1万5千円未満	0	0
1万5千円～2万円未満	19	7,500
2万円以上	0	0
合計	28	8,500

【民泊】

宿泊料	部屋数	宿泊者数
5千円未満	0	0
5千円～1万円未満	2	69
1万円～1万5千円未満	1	8
1万5千円～2万円未満	0	0
2万円以上	0	0
合計	3	77

【ホテル】

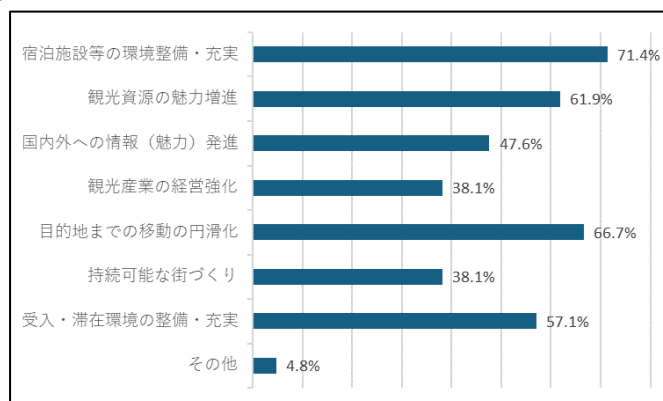
宿泊料	部屋数	宿泊者数
5千円未満	0	0
5千円～1万円未満	3,017	912,323
1万円～1万5千円未満	685	287,507
1万5千円～2万円未満	0	0
2万円以上	0	0
合計	3,702	1,199,830

【簡易宿所】

宿泊料	部屋数	宿泊者数
5千円未満	5	4,200
5千円～1万円未満	0	0
1万円～1万5千円未満	0	0
1万5千円～2万円未満	0	0
2万円以上	0	0
合計	5	4,200

成田市の宿泊料別の部屋数等については、宿泊料5千円以上1万円未満が一番多いと推測される。免税点の検討に当たってはこの点も考慮する必要がある。

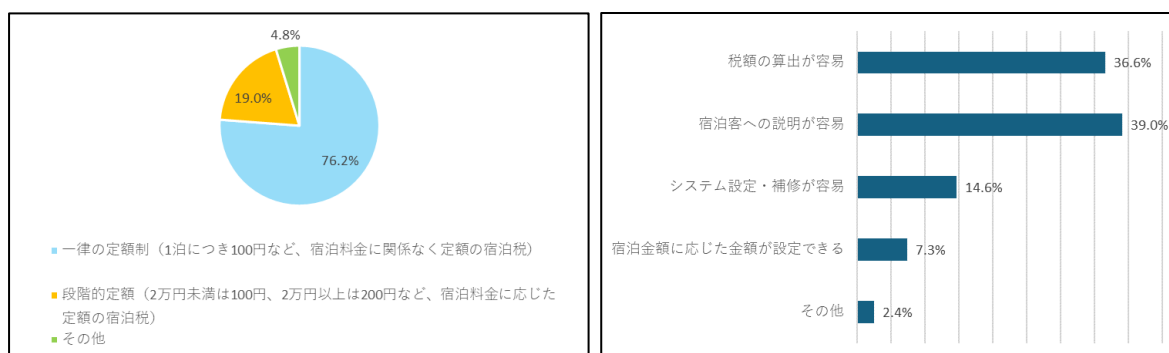
⑥望ましい宿泊税の使途



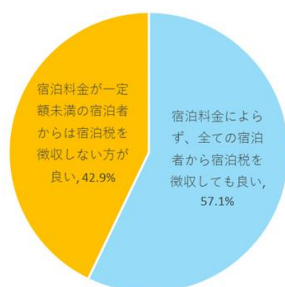
⑦具体的な宿泊税の用途

- ・ イベント・コンベンション施設やスポーツイベントの誘致等による宿泊需要の喚起および宿泊助成
- ・ バリアフリー等観光・宿泊施設改修の補助
- ・ 公共エリア（公園や競技場など）での Wi-Fi の整備
- ・ キャッシュレス決済にも対応したコインロッカーの駅前への増設
- ・ 交通アクセスの早見表の作成
- ・ サークルバスの復活，巡回バスの充実
- ・ 地元のプロモーション

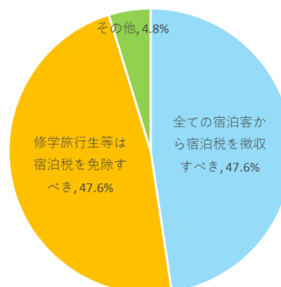
⑧税額の設定とその理由



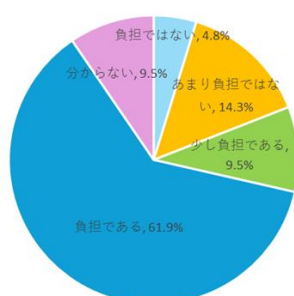
⑨免税点



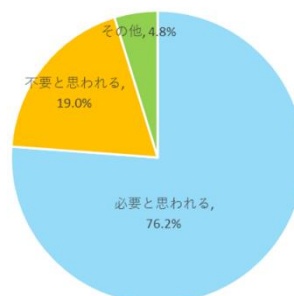
⑩課税免除



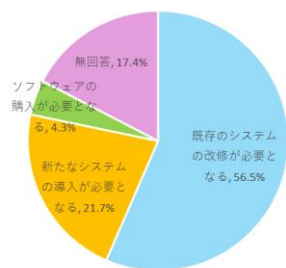
⑪特別徴収義務者の負担感



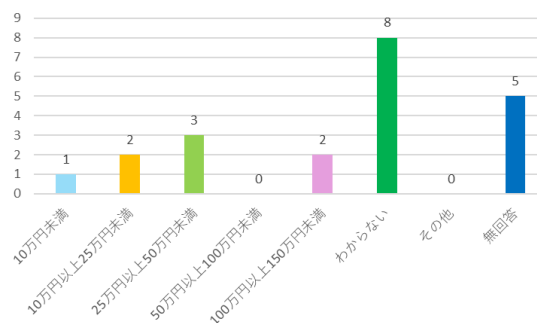
⑫システム改修の有無



⑬システム改修等の内容



⑭システム改修等の経費



⑮宿泊税に関する意見

- ・ 成田山新勝寺と空港利用の前後泊需要のみでは厳しい為、積極的な投資をすべき。
- ・ 観光に関する事のみを使用するのであれば賛成である。ただし、宿泊税のみを現地徴収しなければならない場合には、大反対である。
- ・ 宿泊代と一緒にオンライン決済できるなら全く問題ない。
- ・ フロントの負担を減らそうと事前決済予約を増やしている状況において、宿泊税の導入は負担である。
- ・ 納税者と特別徴収義務者の双方が納得する使途の見える化をすべき。
- ・ 市内宿泊施設への宿泊数の増加につながる施策の財源とすべき。
- ・ 宿泊施設等の意見や要望を十分取り入れてほしい。
- ・ 旅行やビジネスなど様々な宿泊目的に対して、一律に徴収することには疑問を感じる。
- ・ 毎年度、予算、決算、使途について明確にすべき。
- ・ 宿泊施設側で宿泊税分のキャッシュレス決済手数料を負担したくない。
- ・ 徴収は県の分も含めて一括でできるようにすべき。
- ・ 事務手続きが煩雑なため、小規模民泊は除外してほしい。